

建設産業関連団体 事務局長 様

北海道建設部建設政策局
建設管理課建設業担当課長

北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰の実施について

日頃から道の建設行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、その取組を広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に取り組んでおり、経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室では、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を昨年度に引き続き、本年度も実施するところです。

つきましては、経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室が、次により企業を募集しておりますので、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組まれている企業をご推薦いただきますとともに、広報などにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 表彰の対象となる企業

別添募集リーフレットをご覧ください。

なお、リーフレットや応募用紙は、以下の道（経済部雇用労政課）のホームページらダウンロードできます。

[アドレス] <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

2 応募方法

市町村長及び関連団体の長からの推薦と各企業からの自薦により募集しています。

なお、市町村及び各地域の商工会議所・商工会へは別途ご案内しております。

3 募集期間

令和2年(2020年)9月25日(金)まで(当日消印有効)

4 応募先及び照会先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

電話：011-231-4111(内線26-468)

5 参考

- 北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰実施要綱
- 北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰推薦要項
- 募集用リーフレット

6 その他

表彰企業については、推薦、自薦のあった企業のうちから、別途開催される表彰選考懇談会を経て、決定されます。

建設産業振興係 担当：係長 永井清隆 電話：011-204-5810(直通)
--

【北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰】 募集のご案内

女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの実現などの
働き方改革に取り組む企業の皆さまへ

★募集期間：令和2年（2020年）9月25日（金）まで★ ※当日消印有効

北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでおられる企業を表彰し、その取組を広く周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を実施するとともに、本年度の表彰企業を募集します。

このような企業が表彰の候補です

道内に事業所を置き、次のような取組を行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取り組みなど、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (5) 表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバー以上の認定区分に認定されていること。

応募方法



市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。
市町村及び関係団体からの推薦の場合は別紙様式1に、自薦の場合は別紙様式2に記載し、添付資料とともに応募先までお送りください。
別紙様式は、ホームページからもダウンロードできます。

応募・問合せ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
電話 011-231-4111（内線：26-468）
FAX 011-232-1038
HPアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

その他

表彰企業については、表彰選考懇談会を経て決定しますが、内容確認のため、事前訪問調査や確認書類の提出をしていただく場合がありますので、ご承知おきください。
なお、選考の結果、表彰企業に該当しない場合もありますので、ご了承願います。

（裏面もご覧ください。）

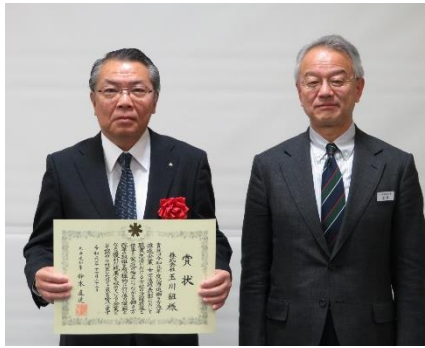
昨年度(令和元年度)に女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる道内の3事業所に対し、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を行いました。

令和元年度受賞企業

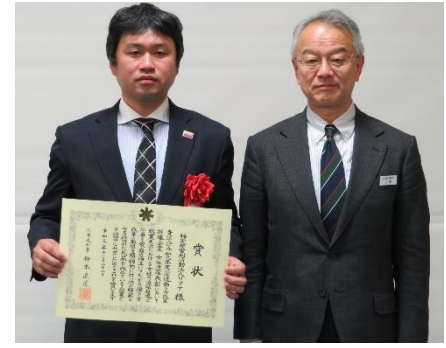
- ・ 株式会社 釧路製作所 (製造業 釧路市)
- ・ 株式会社 玉川組 (建設業 恵庭市)
- ・ 特定非営利活動法人 リフテ (医療、福祉 釧路町)



(株)釧路製作所



(株)玉川組



(特非)リフテ

表彰企業の選考にあたっての考え方

表彰の対象となる企業は、概ね次のような項目に該当する取組を行っている企業とし、これらの取組について、総合的に審査し選考することとしております。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定があり、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。

育児・介護休業法に定める各休業制度等とは

- ・ 育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度
- ・ 育児・介護を行う従業員に配慮した措置【所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、所定内労働時間の短縮措置等（短時間勤務制度・フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げほか）

制度の活用促進に積極的に取り組んでいることとは

- ・ 概ね過去5年以内に、上記、各休業制度等のいずれかについて、利用者がいる。 など

- 3 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- 4 その他、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。

次のような事例が対象となります。

- ・ 男女間の賃金格差の解消を図っている。
- ・ 女性を管理職に積極的に登用している。
- ・ 女性用の休憩室、更衣室などの設備の充実を図っている。
- ・ 育児・介護を行う従業員を対象とした在宅勤務制度がある。
- ・ 育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度がある。
- ・ 育児・介護休業期間中の経済的援助制度がある。 など

- 5 北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されていること。詳細は、下記URLまで。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakakakuninteiseido.htm>

ご応募をお待ちしております

北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰実施要綱

(目的)

第1条 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資する。

(表彰の対象)

第2条 本表彰の対象は、道内に事業所を置き、次のような取り組みを行っていると思われる企業とする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としないものとする。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取り組みなど、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (5) 表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されていること。

(候補の選定)

第3条 候補の選定は、推薦又は自薦によることとし、推薦要項は別に定める。

(選考及び決定)

第4条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は概ね3企業とする。

2 受賞者の選考については、有識者等で構成される表彰選考懇談会の意見を聞いた上で、知事が決定する。

(表彰の取消し)

第5条 知事は表彰を行った後に表彰を受けた者が、第2条の表彰対象とならない事実が判明したとき、当該表彰を取消することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本表彰に関する庶務は、経済部労働政策局雇用労政課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年(2020年)8月4日から施行する。

北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰推薦要項

1 表彰の対象

北海道内に事業所を置き、次のような取組みを行っていると思われる企業とする。ただし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としないものとする。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組みの促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組みなど、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (5) 表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されていること。

2 推薦の方法

- (1) 市町村及び関係団体からの推薦、又は自薦とする。
- (2) 推薦については、表彰募集の締切日までに所定の書類を知事に提出することとする。

3 提出書類

- (1) 北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰推薦調書（別紙様式1）
- (2) 北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰申込調書（別紙様式2）
- (3) 北海道働き方改革推進企業認定証（写し）
- (4) 取組状況がわかる参考資料
 - ア 取組内容がわかる就業規則、育児・介護休業制度の規程（関係部分のみの抜粋でも可）や制度の概要を記した書類
 - イ 報道記事、社内広報誌等に記載された記事等